

介護老人福祉施設におけるケア機能を活かした 地域連携への取り組みに関する文献的検討

——地域包括ケアシステムでの役割に着目して——

神 部 智 司

I. はじめに

わが国では、人口高齢化の急速な進行とともに介護や支援を必要とする高齢者が増加の一途をたどっている。厚生労働省の統計によると、介護保険制度が開始された2000年4月における要介護認定者（要支援を含む）の数は218万人であったが、2016年4月現在では622万人となっている（厚生労働統計協会2017:165）。また、核家族化による家族規模の縮小、高齢者の一人暮らし世帯や夫婦のみ世帯の増加等を背景として、家族による老親等の介護がますます困難な状況となっている（厚生労働統計協会2017:149）。このようななか、社会福祉法人やNPO法人、営利企業など多様な経営主体による介護サービス市場への参入が進められるとともに、市町村が3年ごとに策定する介護保険事業計画等により、介護サービスを安定的に供給していくための基盤整備が図られているところである。

また、介護サービスの供給量の確保とともに、高齢者のニーズに応じたケアが包括的かつ継続的に提供される地域包括ケアシステムの構築が重要な政策課題となっている。地域包括ケアシステムの考え方は、2003年に高齢者介護研究会（厚生労働省老健局長の私的研究会）が発表した報告書「2015年の高齢者介護」のなかで提起された。そして、2008年に厚生労働省老人保健健康増進等事業の一環として設立された地域包括ケア研究会が、地域包括ケアシステムの定義や構成要素、サービス提供体制などについて詳細かつ具体的な検討を重ねている。また、2014年には「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」のなかで、地域包括ケアシステムとは「地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう」（第2条第1項）と定義づけられた。

地域包括ケアシステムには、介護を必要とする高齢者が自宅で暮らしながら利用できる「在宅系サービス」とともに、自宅に代わる住まいとしての「施設・居住系サービス」が位置づけられ

ている。そのなかで、高齢者を対象とした入居型社会福祉施設の代表格である介護老人福祉施設には、重度者向けの住まいであるとともに、施設に集積されたケア資源を地域へ展開していくことが期待されている（地域包括ケア研究会 2014:38-9）。これは、介護老人福祉施設の役割が入居者へのケア提供に限定されるものではなく、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みのなかで、在宅高齢者に対して施設のケア機能を活かしたサービスや支援を提供していく“地域のケア拠点”となることを意味するものである。

介護老人福祉施設のケア機能を活かした地域連携への取り組みについて検討していくためには、地域社会との関係性という視点から介護老人福祉施設の役割と機能をとらえていくことが求められる。このことに視点を当てた先行研究を概観してみると、地域住民と施設入居者の交流活動や地域住民を対象とした福祉教育・研修会の開催、地域行事の開催場所の提供など、介護老人福祉施設による地域貢献活動の実態に関する調査研究がいくつか報告されている（呉 2013；島崎ら 2015）。しかし、介護老人福祉施設が地域包括ケアシステムに内包された「施設・居住系サービス」の一つとして、ケア機能を活かして在宅高齢者にサービスや支援を提供していくという視点から地域連携への具体的な取り組みについて検討を試みた先行研究は非常に少ない。

そこで、本稿では介護老人福祉施設と地域社会の関係性に着目し、介護老人福祉施設のケア機能を活かした地域連携への取り組みについて多角的に検討していくとともに、その取り組みにおける課題と今後の方向性を明らかにすることを目的とする。

II. 介護老人福祉施設の法的規定と運営状況

1. 法的規定

介護老人福祉施設は、介護保険法を根拠とする介護保険施設の一つであり、要介護者が施設と契約して利用する入居型福祉施設である。同法において「介護老人福祉施設とは、老人福祉法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が 30 人以上であるものに限る）であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設」（第 8 条第 24 項）と規定されている。つまり、老人福祉法上の特別養護老人ホームが都道府県知事の指定を受けて介護保険法上の介護老人福祉施設として運営されている。そのため、法的には契約によって入居することになるが、65 歳以上の者であって、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅における介護が困難であり、やむを得ない事由により介護保険法上の介護老人福祉施設への契約による入居が著しく困難であると認められるときは、市町村による老人福祉法上の特別養護老人ホームへの入居措置が行われている（第 11 条第 1 項第 2 号）。

2. 運営状況

厚生労働省が実施した「平成 28 年介護サービス施設・事業所調査」によると、介護老人福祉施設の全国の施設数および定員は、2016 年 10 月現在で 7,705 施設、定員は 53 万 280 人となっている（厚生労働省 2017）。また、図 1 に示すように、2011 年以降では施設数、定員とも少しずつ増加している。一方で、要介護認定者の増加等による入居申込者の待機問題が生じていることから、2015 年 4 月より新規の入居者は原則として要介護 3 以上の者に限定され、在宅生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能の重点化が図られた（厚生労働統計協会 2017: 170）。そのため、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準のランクⅢ以上で寝たきりの者」が全体の 61.8% を占めているなど、入居者の重度化が進んでいる（厚生労働省 2017）。また、開設主体では、全体の 94.5% が社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）であり、以下、市区町村が 3.3%、広域連合・一部事務組合が 1.4% の順となっている（厚生労働省 2017）。

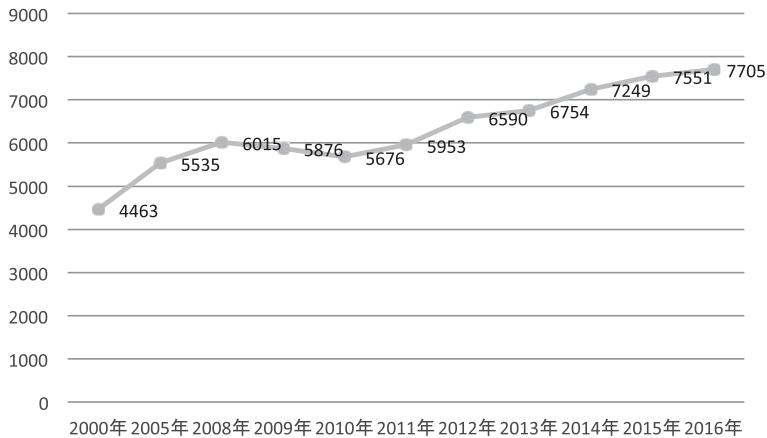


図 1 介護老人福祉施設数の年次推移

資料) 厚生労働統計協会「国民の福祉と介護の動向 2017/2018」p.188, 288 の一部引用による筆者作成

介護老人福祉施設の運営については、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（以下、「運営基準」とする）で定められている。この運営基準では、施設運営における地域との連携について「明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者との密接な連携に努めなければならない」（第 1 条の 2 第 3 項）、また「地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行うなど地域との交流を図らなければならない」（第 34 条第 1 項）と規定されている。このことから、介護老人福祉施設には行政機関やサービス提供機関、地域住民と連携、協力して施設運営を行うことが求められていることになる。

Ⅲ. 介護老人福祉施設と地域社会との関係性

1. 地域福祉論での介護老人福祉施設の位置づけ

1970年代前半に地域福祉の概念が登場し、地域社会を対象とした新しい社会福祉実践のあり方が論議されるようになった。その背景として、岡村重夫(1974:2)は、従来のケースワークを中心とした社会福祉サービスだけでは生活問題の解決に向けて不十分であり、人々の生活問題の発生場所である地域社会を直接的な援助対象とする社会福祉の方法として、ケースワークも含めた地域福祉という新しいアプローチが求められるようになったと述べている。また、地域福祉の概念を構成する要素(内容)として「コミュニティ・ケア」「地域組織化活動」「予防的社会福祉」を取り上げるとともに、コミュニティ・ケアについては「収容施設の機能を変更して、地域社会に開かれた施設として、地域社会サービスの一環として運営しようというのが、コミュニティ・ケアの思想であることを認識しなければならない」と指摘している(岡村重夫1974:62-105)。つまり、コミュニティ・ケアは、岡本榮一(2008:205-6)が指摘しているように入居型社会福祉施設と最も深く関わりのある要素(内容)である。これらの指摘を踏まえると、高齢者を対象とした入居型社会福祉施設である介護老人福祉施設は、地域福祉の概念を構成するコミュニティ・ケアのなかに位置づけられることになる。

2. 施設の社会化論(1970年代後半～)の論点整理

1970年代後半には、社会福祉の政策的かつ実践的な課題として“施設の社会化”が取り上げられるようになった(井岡勉1984:191-2)。その背景には、社会福祉施設が地域社会から切り離されて設置、運営される傾向にあり、閉ざされた状況におかれがちであったこと、そして、このような状況が施設利用者の社会的適応や社会復帰を妨げ、自主性や自立性を損なわせていることへの反省があったことが多くの識者によって指摘されている(秋山智久1978;大橋謙策1978;井岡勉1984:192ほか)。

まず、施設の社会化について、岡村重夫(1979)は「社会化の『社会』とは、その最も根源的には住民の日常生活の場としての地域社会である」と指摘している。つまり、施設の社会化とは、地域社会における施設の位置づけや役割、機能に視点を当てた論議であるといえる。次に、秋山智久(1978)は、施設の社会化について以下のように定義している。

「社会福祉施設の社会化とは、社会保障制度の一環としての社会福祉施設が、施設利用者の人権保障、生活構造の擁護という公共性の視点に立って、その施設における処遇内容を向上させると共に、その置かれたる地域社会の福祉ニーズを充足・発展させるために、その施設の所有する場所・設備・機能・人的資源などを地域社会に開放・提供し、また、地域社会の側からの利用・学習・参加などの働きかけ(活動)に応ずるといふ、社会福祉施設と地域社

会との相互作用の過程をいう」

そして、施設の社会化を促進させてきた力として以下の4点を指摘している。

- ①従来の収容施設の隔離・保護から脱却して、社会復帰のために閉ざされた状況を拒否し始めた施設利用者とその家族
- ②そのことを理論的にも認識し始め、さらに社会化されることが、施設利用者の治療・教育・援助などのためにも必要であることを実感し始めた施設関係者
- ③社会変動の中の生活不安によって、社会資源としての社会福祉施設をみずから引きつけて感じ始めた地域住民
- ④これらの動向を感知し、または、先取りして、コミュニティ志向を始めた福祉行政

ここでは、施設の社会化が「社会福祉施設と地域社会との相互作用の過程」とされていることが特に重要である。つまり、施設側からの一方向的な働きかけではなく、地域社会側からの働きかけ、すなわち地域社会から施設に寄せられた要望や提案などに応じていくことを含めた双方向的な関係性であり、連携や協働という視点でとらえていることである。加えて、施設の利用者（その家族）や関係者とともに、地域住民や福祉行政がその主体者であり（藤原 2009）、地域社会全体が一体となって取り組むべきこととして捉えられていることも重要である。

また、井岡勉（1984：193-7）は、施設の社会化を促す社会的背景として「生活の社会化」の必要性が極めて高まってきたことを指摘している。これは、近代社会において核家族化や地域解体等が進むなかで、地域住民による生活の「自助」に限界が見えるようになってきたこと、そして、従来は家族が担っていた育児や介護などが困難な状況となるなかで、地域住民が家事労働の社会化として保育所や特別養護老人ホームなど社会的共同生活手段・サービスを提供する社会福祉施設の設置と充実を要求するようになり、それに対応する必要に迫られるなかで施設の社会化が促されるようになったことを指摘している。

さらに、三浦文夫（1978）は、社会福祉における「在宅処遇原則」、すなわち要援護者の処遇は可能な限り在宅で行うという考え方が浸透していくなかで、在宅福祉サービスをめぐる論議として、在宅の要援護者に対してどのように社会福祉サービスを提供していくのかということだけではなく、重度の心身上の障害をもち居宅での生活が困難な者に対して、在宅福祉サービスでは充足できない機能を展開していくという役割が社会福祉施設に求められると指摘している。そして、居宅の要援護者に対して在宅ケア・サービスを提供する方法として、直接的なサービス提供だけではなく、必要に応じて施設を媒介としてサービス提供を行うことが十分に考慮されてよいと述べており、施設機能の地域社会への展開を包含した在宅福祉サービスの概念を提唱している。また、このことは、在宅ケアが困難となった場合の施設ケアという考え方ではなく、在宅ケアも施設ケアも要援護者にとって選択肢となるという一体的かつ総合的な地域福祉体制を目指すことでもあるといえる（山縣文治 1993：160-1）。

3. “なぎさ”の福祉コミュニティ論

岡本榮一(2008:196-219)は、入居型(居住型)社会福祉施設を舞台とするコミュニティ論として“なぎさ”の福祉コミュニティ論を提唱した。この理論は、1970年代後半から80年代にかけて議論されてきた施設の社会化論と同じ文脈上にあり、新たな社会福祉施設社会化論(渡邊洋一2013:151)とされている。それは、従来の施設の社会化論が施設サイドからの機能論的な展開に終始しており、実践主体である社会福祉施設側からの実践・事例研究が蓄積されなかったこと(岡本榮一2010)、また、施設の社会化論がややもすれば福祉コミュニティと関わる福祉原理・福祉思想に弱いこと、さらにはコーディネーションやリスクマネジメント的視点など具体的な機能が示されていないことなどの課題が残されていたことにある(新崎国広2012:247)。

“なぎさ”の福祉コミュニティについて、岡本榮一(2013:5)は「特別養護老人ホームや児童養護施設などの福祉施設が、陸と海の間展開されるなぎさのように、施設と地域社会の間に公共的な空間をつくり、そこにおいて継続的・意図的な支えあいや交流活動を生み出し、ノーマルな社会的・対人的な地域社会関係の創造をめざすことをいう」と定義している。そして、施設そのものに“なぎさ”という地域社会につながる「空間的な機能」(なぎさ空間)を設けること、さらには、そこへ「地域社会関係論」を持ち込むことで地域社会との“きずな”をつくらうとするものであると述べている。このことについて、渡邊洋一(2013:152)は、なぎさの福祉コミュニティ論は岡村重夫の「地域社会関係論」を含ませたことによって、社会福祉施設再考の試論となってきたと述べている。

筆者は、岡本榮一を代表とする「なぎさ研究会」の一員として調査研究活動に参加し、介護老人福祉施設を対象に実施したアンケート調査のデータ解析により、“なぎさ”概念の低位構造に関する実証的な検討を試みた(神部2008;神部ら2008)。その結果や施設関係者による指摘等を踏まえて、岡本榮一(2013:6-10)は、なぎさの福祉コミュニティの性格(概念)について、以下の5つに整理している。

- ①施設機能のなぎさ化(公共空間的な性格)
- ②交流と支えあいのなぎさ化(相互関係的な性格)
- ③自己実現のなぎさ化(教育的な性格)
- ④育ちあいのなぎさ化(実存的な性格)
- ⑤専門的支援のなぎさ化(アドミニストレーション的な性格)

すなわち、福祉施設が“なぎさ”という公共空間で施設の諸機能を活かした活動や支援を展開しながら地域社会との関係を形成していくこと、また、そのプロセスにおいて施設利用者と地域住民がともに学びあい、成長することにつながるプログラムの提供を通して人間の尊厳を育てていくこと、そして、このような施設の諸機能を活かした活動や支援を行うために、施設のコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を中心とした福祉専門職がソーシャル・アドミニストレーション(運営)の専門性を発揮していくことであるといえる。

また、介護老人福祉施設のケア機能を活かした在宅高齢者へのサービスや支援の提供という観

点では、①施設機能のなぎさ化に含まれる機能の一部、すなわち専門的なケアやサービスを施設利用者だけでなく、地域の在宅高齢者にも提供していくという役割を担うことになる。

IV. 地域包括ケアシステムにおける介護老人福祉施設の役割と機能

1) 介護老人福祉施設のケア機能の地域展開

地域包括ケアシステムが提唱されて以降、社会福祉施設と地域社会との関係性が注目されるなかで社会福祉法人による社会貢献活動が論議されるようになり、その具体的な方策や実践例が示されるようになった(奥西 2016)。そのようななか、地域包括ケア研究会は、2014年に発表した報告書のなかで、地域包括ケアシステムにおける介護老人福祉施設の位置づけについて「介護老人福祉施設は、『重度者向けの住まい』として引き続き重度の要介護者を受け入れ、必要に応じて医療サービスを外部から提供しながら、専門的な介護サービスを効率的かつ効果的に提供する場としての活用も期待される」との見解を示している(地域包括ケア研究会 2014:39)。実際のところ、介護老人福祉施設への新規入居者については、2015年4月より原則として要介護3以上の者に限定されたことで「重度者向けの住まい」としての役割をますます担っていくことになる。しかし、これは軽・中度者の住まいが「自宅」であり、重度者の住まいが「施設」であるという単純な区分を意味するものではない。介護老人福祉施設が「重度者向けの住まい」となるためには、施設に集積されたケア機能を活かしたサービスが施設入居者のみならず在宅の要介護者にも提供されること、たとえば施設職員(介護・看護職員や栄養士、生活相談員など)が地域に出向き、訪問型や通所型のサービス提供等に携わることで在宅の要介護者が重度化することを予防し、あるいは重度の要介護状態になっても可能な限り自宅で暮らし続けられることが目指されなければならない。宮島(2017:41-2)によると、施設と同等の「住まい」「介護」「看護」「生活支援」を提供するための拠点を地域のなかに整備することによって、当該地域における施設入居者の平均要介護度が全国平均よりもかなり高くなったことが報告されている。もちろん、このような施設機能の地域展開に向けた取り組みにおいては、専門職の人材育成と確保、そして設備等の充実が重要な課題となる。また、渡邊洋一(2013:153-4)は、社会福祉施設の経営状況について、これまでの入居型を中心とした単一機能の福祉施設が、利用型やコミュニティ型の福祉施設を複数経営するという形態、また、一か所の福祉施設に利用型の社会福祉施設や事業を付加した形態としての「一法人複数施設経営化・多機能化」へと変化していると指摘している。介護老人福祉施設においても、訪問型や通所型、利用型のサービス施設・事業所、地域包括支援センターなどの相談機関、コミュニティセンターなどを併設した総合施設やサテライト型の施設が増加しつつある。これらのことから、介護老人福祉施設に集積されたケア機能を地域のなかで活かすことができる拠点をつくり、そこに人材や設備等を集約させて多様なサービスを整備していくことで、介護老人福祉施設が入居者のみならず在宅高齢者に対しても専門性の高いケアを提供していく地域の社会資源となることが重要と考えられる。

2) 地域マネジメントの機能強化

地域包括ケア研究会は、自治体が地域包括ケアシステムの構築を推進するための具体的な手法として地域マネジメントを取り上げている。同研究会が2016年3月に公表した報告書によると、地域マネジメントとは「地域の実態把握・課題分析を通じて、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成・実行し、評価と計画の見直しを繰り返し行うことで、目標達成に向けた活動を改善する取組」と定義されている(地域包括ケア研究会2016:4-5)。地域包括ケアシステムの推進は、介護保険法第5条第3項に規定されているように保険者である自治体(市町村)の責務であり、地域が目指す理念や目標とともに、その進捗を評価するための具体的な方法や指標を設定して介護保険事業計画のなかに盛り込むことにより、自治体はその責務を担っていくことになる(地域包括ケア研究会2016:18)。一方で、このようなPDCAサイクルでの地域マネジメントで必要不可欠となる取組みについては、自治体の介護保険法上の業務(法定業務)ではないため後回しにされる場合が少なくないこと、また、介護保険事業計画の策定についても地域包括ケアシステムを構築していく際に必要となる取組みのごく一部にすぎないことが指摘されている(地域包括ケア研究会2016:29)。このことについて、地域の目標達成に向けた活動の担い手は地域のさまざまな社会資源であること、そして介護老人福祉施設には集積されたケア資源があることに鑑みて、その有する専門性や多職種からなる施設職員の連携等を強化することにより、地域の社会資源のネットワークのなかで力量の高い社会資源として存在していく可能性が極めて高く(西元2016)、また、それゆえに地域マネジメントのなかで果たすべき役割も大きいのではないかと考えられる。奥西(2016)は、施設による地域マネジメントについて、「地域資源としての「施設」が、所在する地域の在宅高齢者や家族介護者、地域住民、関係機関、組織団体に対して働きかけ、地域社会全体で高齢者ケアのあり方と仕組みを形成していく試み」と説明している。つまり、介護老人福祉施設が地域ケアの拠点として機能していくことは、自治体による地域マネジメントの機能強化にも寄与することが考えられる。そのためには、介護老人福祉施設は地域の社会資源のネットワーク化と同時に、自治体との連携強化にも取り組んでいくことが必要であろう。

V. おわりに

本稿では、介護老人福祉施設と地域社会の関係性について、施設の社会化論(1970年代後半～80年代)や“なごさ”の福祉コミュニティ論(2008年～)の論点整理を行うことにより、介護老人福祉施設のケア機能を活かした地域連携への取組みに関する検討を試みてきた。地域包括ケアシステムの実現に向けた取組みが自治体レベルで進められているなか、介護老人福祉施設には、このシステムに内包された社会資源、すなわち地域包括ケアの担い手として、その有するケア機能を地域社会のなかで積極的に展開していくことによる「地域包括ケアの底支え」(白澤政和2013:144-6)としての役割を担うことが求められる。

一方で、施設のケア機能を活かした地域連携への取り組みを推進していくためには、その拠点となる場（空間）を形成するとともに、専門性の高い人材を育成し、確保していくこと、そして地域の特性等に応じて適切なサービスの提供方法を選択することが必要不可欠となる。これらの課題については、行政機関や地域のフォーマル、インフォーマルな社会資源が地域ケア会議の開催等によって有機的な連携を図りながら取り組んでいくことが重要である。

本研究は JSPS 科研費 (16 K 04219) 「介護老人福祉施設におけるケア機能を活用した地域連携への取り組みに関する実証的研究」(代表研究者：神部智司) の助成を受けて実施した研究成果の一部である。

文献

- 秋山智久 (1978) 「施設の社会化」とは何か—その概念・歴史・発展段階『社会福祉研究』23, 39-44.
- 新崎国広 (2012) 「第 13 章 岡村地域福祉論となぎさの福祉コミュニティの展開」右田紀久恵・白澤政和 監修, 牧里毎治・岡本榮一・高森敬久編著『岡村理論の継承と展開② 自発的社会福祉と地域福祉』ミネルヴァ書房, 247.
- 地域包括ケア研究会 (2014) 「地域包括ケアシステムを構築するための制度論等に関する調査研究事業報告書」三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング.
- 地域包括ケア研究会 (2016) 「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング.
- 藤原慶二 (2009) 「地域社会と社会福祉施設のあり方に関する一考察—施設の社会化」の展開と課題『関西福祉大学社会福祉学部研究紀要』12, 27-33.
- 井岡勉 (1984) 「第 8 章 地域福祉と施設の社会化」『地域福祉—いま問われているもの』ミネルヴァ書房, 191-207.
- 神部智司 (2008) 「高齢者福祉施設とコミュニティの関係に関する調査研究—“なぎさ”の福祉コミュニティ概念の検証に向けた予備的調査—」『大阪社会福祉士』14, 17-22.
- 神部智司・岡本榮一・新崎国広ほか (2008) 「なぎさの福祉コミュニティ概念の検証—①高齢者福祉施設とコミュニティの関係に関する調査研究」『日本社会福祉学会第 56 回全国大会自由研究発表資料』(岡山県立大学).
- 高齢者介護研究会 (2003) 「2015 年の高齢者介護：高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～高齢者介護研究会報告書～」法研.
- 厚生労働省 (2017) 「平成 28 年介護サービス施設・事業所調査の概況」(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service16/dl/kekka-gaiyou.pdf>)
- 厚生労働統計協会 (2017) 『国民の福祉と介護の動向 2017/2018』厚生労働統計協会.
- 三浦文夫 (1978) 「社会福祉サービスにおける在宅サービスの若干の課題—在宅福祉サービスの概念を中心に—」『社会福祉研究』23, 9-14.
- 宮島渡 (2017) 「社会福祉法人に期待される役割 求められる地域貢献とソーシャルワーク教育との連携」『第 47 回全国社会福祉教育セミナー 北海道 2017 要旨集』日本ソーシャルワーク教育学校連盟事務局, 41-2.
- 西元幸雄 (2016) 「地域包括ケアにおける特別養護老人ホームの役割」『日本認知症ケア学会誌』15(1), 47-8.
- 呉世雄 (2013) 「介護老人福祉施設の地域貢献活動の実施に影響を及ぼす要因」『日本の地域福祉』26, 65-77.
- 岡本榮一 (2008) 「なぎさ型福祉コミュニティ論—居住型福祉施設と地域社会の新しい関係の構築に向け

(190)

- て-」『しなやかに、凛として 今、「福祉の専門職」に伝えたいこと（橋本泰子退任記念論文集）中央法規，196-219.
- 岡本榮一（2010）「なぎさの福祉コミュニティと地域社会関係論－入所型福祉施設の地域福祉論への復権－」『地域福祉研究』38, 77-87.
- 岡本榮一（2013）「第1章 なぎさの福祉コミュニティとは何か」岡本榮一監修，新崎国広・守本友美・神部智司編著（2013）『なぎさの福祉コミュニティを拓く－福祉施設の新たな挑戦－』大学教育出版，2-17.
- 岡村重夫（1974）『地域福祉論』光生館.
- 岡村重夫（1979）「施設社会化」の問題点『月刊福祉』62(1)，18-23.
- 奥西栄介（2016）「介護保険施設による地域生活支援とケアマネジメント」『ケアマネジメント学』15，15-9.
- 大橋謙策（1978）「施設の社会化と福祉実践－老人福祉施設を中心に－」『社会福祉学』19，49-59.
- 島崎剛・竹下徹・田島望（2015）「特別養護老人ホーム職員から見た地域貢献活動の有効性～テキストマインニングによる探索的検討～」『地域福祉実践研究』6，39-47.
- 白澤政和（2013）『地域のネットワークづくりの方法－地域包括ケアの具体的な展開』中央法規.
- 渡邊洋一（2013）『コミュニティケアと社会福祉の地平－社会サービス法という到達点』相川書房.
- 山縣文治（1993）「Ⅱ-4章 地域福祉の時代における社会福祉施設」右田紀久恵編著『自治型地域福祉の展開』法律文化社，149-163.